

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 吉野川市社会福祉協議会

目 次

基本方針・重点目標	-----	1
1. 法人運営事業	-----	2
(1)組織体制及び機能の強化	-----	2
(2)財政基盤の確立	-----	2
(3)広報活動の推進	-----	2
(4)第21回吉野川市社会福祉大会の開催	-----	2
(5)共同募金運動への協力	-----	2
(6)福祉バス運営事業	-----	2
2. 共同募金配分金事業	-----	3
(1)ボランティアセンター事業	-----	3
(2)心配ごと相談事業	-----	3
(3)地域福祉活動計画推進事業	-----	3
(4)福祉育成・援助活動事業	-----	3
(5)歳末たすけあい配分金事業	-----	4
3. 日常生活自立支援事業	-----	4
4. 生活福祉資金貸付事業	-----	4
5. シルバー大学設置管理運営受託事業	-----	5
6. 障がい者移動支援事業	-----	5
7. 障がい者社会参加促進事業	-----	5
(1)障がい者レクリエーション教室の開催	-----	5
(2)声の広報発行事業	-----	5
8. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	-----	6
9. 善意銀行事業	-----	6
10. 美郷在宅介護支援センター事業	-----	6
11. 老人福祉センター等指定管理事業	-----	6
12. 地域包括支援センター運営事業	-----	6
13. 生活困窮者自立支援事業	-----	7
14. 権利擁護センター事業	-----	7
15. 吉野川市社会福祉協議会組織図	-----	9

令和7年度 社会福祉法人吉野川市社会福祉協議会事業計画

■基本方針

近年、少子高齢化・核家族化の進行や人口の減少、また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、今なお収束には至っておらず、日常生活領域における支え合いの基盤が一段と弱まっています。その結果、分野を超える様々な課題が絡み合うことで福祉ニーズが複雑化・多様化し、従来の公的支援制度のみでは対応が困難なケースが増えています。

また昨今、南海・東南海トラフを震源とする地震等の大規模な自然災害のリスクが高まっており、自助・公助と併せて共助の重要性が再認識されています。

こうした状況に対応するため、人と人とのつながりを再構築し、様々な困難に直面した場合にも、地域の中で、お互いが役割を持ち、配慮し存在を認め合うことで孤立せず、その人らしい生活を送ることができるような社会を築くことが求められています。

そのような中、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、それぞれの強みを活かしながら包括的な支援体制の構築を図り、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを豊かにすることが地域共生社会の実現につながり、その中核的機能を果たすうえで、社会福祉協議会の役割はますます重要になっています。

また、地域包括支援センターにおいては、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組みとして地域包括ケアシステムの構築が急がれています。

吉野川市社会福祉協議会では、地域住民、関係機関、団体等との協働により地域に密着した福祉活動の推進を図り、社会福祉協議会の機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるよう積極的に取り組んでまいります。

さらに、昨今頻発している自然災害を対岸の火事とせず、今一度災害に対する備えを見直してまいります。

■重点目標

○信頼ある組織づくり

職員一人ひとりが、コンプライアンスの意識を持って行動し、業務の質の向上を目指すとともに組織の運営の透明性の向上、財務規律の強化などを図り、組織の信頼を高め、地域住民の期待に応えていくために取り組んでいきます。

○地域福祉活動の充実と活性化

地域に関わる多様な組織、機関などとつながる社会福祉協議会の強みを生かし、地域の状況や課題をふまえ、地区社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動のさらなる充実と活性化に取り組んでいきます。

○財政基盤の確立

社協体制基盤と事業の充実を図るために、寄付を中心とした資金を効果的に活用した循環を生み出す寄付文化の醸成に向けた取り組みの充実を図ります。また、会員の加入促進活動にも努め、安定した組織運営を目指します。

1. 法人運営事業

住民のニーズに敏速かつ的確に対応できる『わかりやすい、親しみやすい、利用しやすい』組織を目指して基盤強化を進めるとともに、法令を遵守し、信頼性・透明性を確保しながら、より適正な運営を図ります。

(1)組織体制及び機能の強化

- ①理事会及び評議員会の開催
- ②監事による監査の実施
- ③事務局体制の強化
 - ア. 職員会議(課長会・事業会議)の実施
 - イ. 人材育成と組織力の向上
(研修会への参加促進・各種福祉資格の取得奨励)
 - ウ. 計画的な職員採用
- ④各種法令に基づく諸規程の整備及び適宜改正
- ⑤苦情解決体制(第三者委員の設置)

(2)財政基盤の確立

- ①社協会員加入の拡充強化(募集強化月間:7月～8月)
本会活動を周知し事業について理解を求め、普通会員の加入促進と賛助会員(福祉関係者・団体等)の増強を図り、自主財源の確保に努めます。
- ②有料広告の掲載
本会が発行する広報紙等に有料広告を掲載し、自主財源の確保に努めます。

(3)広報活動の推進

社協の役割や活動を周知し、啓発活動の強化に努めます。

- ①広報紙「よっしゃ！福祉吉野川」の発行(広報編集委員会の設置)
- ②チラシ「社協のお知らせ」の発行(随時)
- ③ホームページやフェイスブック等による情報の提供

(4)第21回吉野川市社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉事業に功績のあった方々を表彰するとともに、吉野川市の福祉関係者が一堂に会し、今後の社会福祉について考え方を発展に資することを目的に開催します。

開催日 令和7年11月26日(水)(予定)

(5)共同募金運動への協力

助け合いの精神を広め、地域福祉への参加を呼びかけ、共同募金運動に積極的に協力します。

(6)福祉バス運営事業

福祉活動援助を目的に、福祉バス(29名乗りマイクロバス)を運行します。

- ①運行 毎日(12/28～1/4除く)
- ②利用条件 利用人数:10名以上28名以内
走行距離:原則350km以内

2. 共同募金配分金事業

共同募金地域配分金を各事業に活用し、地域福祉の推進を図ります。

(1)ボランティアセンター事業

吉野川市ボランティアセンターとしての機能の充実強化を図り、ボランティア活動の醸成、情報提供、学習の場の提供等の事業を実施します。

①ボランティア活動の育成支援

- ア. ボランティア活動に関する相談・斡旋・紹介・養成・情報の提供等を行い、ボランティア活動を目的とする個人・団体の支援
- イ. ボランティア活動保険・行事用保険の普及及び事務

②福祉教育の推進

- ア. 第18回サマーチャレンジボランティアワークの実施

ボランティア精神に欠くことのできない自発性・社会性・連帯性・創造性を養いボランティア意識を高めることやボランティア活動の楽しさや参加するきっかけづくりとなることを目的に、夏休みの期間中に市内学生を対象とするプログラムを実施します。

イ. 福祉教育講座の実施

福祉教育プログラムを設定し、福祉に関する出前講座を実施します。

ウ. 普通救命講習の実施

様々な場面で起こりえる事故等の発生時において、冷静な救命措置・人命救助に対する技術と知識の習得を目指すために実施します。

エ. その他ボランティア活動の啓発等に関する事業の実施

(2)心配ごと相談事業

悩みごとや困りごとなどの一般相談から法律などの専門的な相談まで幅広く対応出来る窓口を設置し、内容に応じて適切な専門機関を紹介するなど、問題解決のために必要なサービスにつなげるための助言、援助を行います。また、相談員の研修を実施し相談体制の強化も図ります。

①一般相談 ア.鴨島(毎週金曜日:午前9時～11時)

イ.山川(毎週金曜日:午後1時30分～3時30分)

②専門相談 法律相談(鴨島 第3火曜日:午前9時～12時)予約制

(3)地域福祉活動計画推進事業

第3次地域福祉活動計画(令和6年度～令和10年度)を基本に、地域福祉活動計画実行委員会を中心として住民や関係団体と連携し、地域の福祉課題の解決に取り組みます。

また、地域の力だけでは解決されにくい課題に対しては、市社協が持つ公益性やネットワークを最大限に生かし、計画の推進に努めます。

(4)福祉育成・援助活動事業

高齢者、障がい者、児童等の要援護者が地域で安全・安心に暮らしていくために、地域の住民の手によって支えあい、特に支援を必要とする方のニーズを把握し、地域で見守るネットワークの構築に取り組み、その地域に即した事業の展開を図ります。

①小地域福祉ネットワークづくり推進事業

地域住民を中心とする小地域での協働体制を確立することを目的として、地区社協に小地域福祉ネットワーク推進委員会を設置し、援助を必要とする世帯に対し、推進員・福祉協力員等が連携し支援します。日常の声かけなどによる安否の確認を行うとともに、相

談・調整を図りながら必要な福祉サービスの提供を行い、日常的に支えるネットワーク活動の一層の充実を図ります。

②地区社協活動の推進

小地域福祉の取り組みを行う中で住民にとって最も身近な地域福祉の推進役である地区社協の活動を支援し、自主活動の活性化を支援します。

ア. 地区社協活動の支援

イ. 地区社協連絡会の開催

情報交換・共有の場として、連絡会を開催し活動の深化向上に努めます。

ウ. 地区社協役員研修

地区社協の役員を対象に参加型研修を開催し、新たな事業展開につなげます。

③団体の支援

各団体の事務局として活動を支援します。

ア. 各地区民生委員児童委員協議会

イ. 吉野川市老人クラブ連合会

ウ. 吉野川市身体障害者連合会

エ. 吉野川市手をつなぐ育成会

オ. 吉野川市ボランティア連絡協議会

カ. その他関連団体

(5)歳末たすけあい配分金事業

地域のつながりを再生させ、地域の福祉力を高め、地域に根ざした福祉活動を実践します。

①要援護者等への配分

②歳末時期の事業実施団体への配分

3. 日常生活自立支援事業

令和7年度から開始する権利擁護センター事業の一環として、徳島県社会福祉協議会から受託し、日常生活における金銭管理、福祉サービスの利用援助や生活支援、その他成年後見制度の利用促進など幅広く権利擁護に関する相談を受け、高齢の方や障がいのある方たちの財産や権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。また、支援内容が複雑化する状況の中で事業の信頼性を高め、継続的・発展的な事業の推進を図ります。各種研修への参加や定例的に生活支援員研修会を開催することでサービスの資質向上に努めます。

①専門員 権利擁護に関する相談・調整・契約の締結を行います。

②生活支援員 契約内容にそって利用者を訪問し、福祉サービスの利用援助、
金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行います。

4. 生活福祉資金貸付事業

徳島県社会福祉協議会から受託し、低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対し、低利または無利子で多様なニーズに対応した資金の貸付と民生委員の必要な援助指導を行うことにより、生活の自立と安定、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。

- ①資金種類
 - ア. 総合支援資金
 - イ. 福祉資金
 - ウ. 教育支援資金
 - エ. 不動産担保型生活資金
 - オ. 緊急小口資金
- ②貸付調査運営委員会の設置
- ③研修会への参加

5. シルバー大学校設置管理運営受託事業

とくしま“あい”ランド推進協議会から受託し、シルバー大学校吉野川校を運営します。

- ①定 員 60名(園芸コース20名・ICTコース25名・英会話コース15名)
※状況により定員人数の変更の可能性あり
- ②実施期間 6月下旬から翌年3月下旬
- ③開講場所 吉野川市文化研修センター
- ④学習内容 120時間(教養科目70時間・専門科目50時間)
年間30回(毎週木曜日 午前10時～午後3時)

6. 障がい者移動支援事業

吉野川市から受託し、障がい者等の社会参加と福祉の増進を図ることを目的に、在宅の重度障がい者が通院や公的機関等へ外出する移動手段のひとつとしてリフト付き自動車を運行し支援を行います。

- ①対 象 者 吉野川市内で在宅の者のうち、下記のア～エのいずれかに該当する者
 - ア. 身体障害者手帳1・2級所持者
 - イ. 療育手帳A所持者
 - ウ. 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
 - エ. 重度の寝たきりである者
- ②運 行 原則として、土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)をのぞく毎日
午前8時30分～午後5時
- ③利用条件 原則月3回まで

7. 障がい者社会参加促進事業

吉野川市から受託し、講習会やレクリエーションを通して障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

(1)障がい者レクリエーション教室の開催

引きこもりがちな障がい者の社会参加を促し、仲間づくりや交流を図ります。

- ①対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

- ②内 容 外出レクリエーション教室、工作教室、スポーツレクリエーション教室等

(2)声の広報発行事業

朗読ボランティアグループの協力のもと録音テープを作成し、視覚障がい者に貸し出すことにより情報提供を行います。

8. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

鴨島・美郷地区については吉野川市から受託し、日常から健康づくりや食生活に視点をおき、専門講師等による講習会や健康体操を行います。各小地域を拠点に健康づくり推進員やリーダーを設置し、地域ぐるみで高齢者の生きがいと社会参加を促進しながら、事業の充実強化を図り、明るい長寿社会づくりを推進します。

9. 善意銀行

善意による市民からの金銭や物品を受け入れ、これを広く市民へ還元することを目的とする『善意銀行』を運営します。

- ①預託
 - ア. 現金預託(寄付金)
 - イ. 物品預託(介護機器等)
- ②払出
 - ア. 小口貸付金(3万円上限)
 - イ. 現物供与 (8千円を限度とする食糧品等の給付)
 - ウ. 小規模災害見舞金
 - エ. 物品の貸出(車いす・餅つき道具・AED)

10. 美郷在宅介護支援センター事業

吉野川市から受託し、高齢者の在宅介護に関する相談に応じ、関係機関やサービスの提供者との連絡調整を行う公的な相談・支援機関として事業を実施します。

11. 老人福祉センター等指定管理事業

吉野川市から指定を受け指定管理者として利便性の向上を図り、福祉に関わる団体等の活動を支援するため、管理運営を行います。

- ア. 川島老人福祉センター
- イ. 山川老人福祉センター

12. 地域包括支援センター運営事業

吉野川市から委託を受け地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していきます。

また、利用者など直接支援の機会が多いため、感染症予防についても留意し衛生環境の確保にも努めています。

①介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づき、介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

②総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、適切なサービス、関係機関または制度利用等につなぐなどの支援を行います。

③権利擁護事業

高齢者が地域において、安心して尊厳ある生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、医療・介護の専門職の連携はもとより他の様々な職種との連携を図り、介護予防支援に努めると共に、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを推進するとともに、介護支援専門員に対する実践力などを高めるための支援や研修も併せて行います。

⑤その他事業

ア 地域ケア会議推進事業

イ 認知症総合支援事業

ウ 生活支援体制整備事業など地域包括ケアシステム推進に係る各種事業の実施

エ 居宅介護予防支援事業所におけるBCP(事業継続計画)の見直し

13. 生活困窮者自立支援事業

吉野川市から受託し、経済的な問題だけでなく、心身、家庭などさまざまな問題で生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業等の支援を行うことで、既存の制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ります。

①自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言や関係機関との連絡調整を行うとともに、さまざまな支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

②家計改善支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして改善に向けた意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行います。

③就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施します。

14. 権利擁護センター事業

令和7年度から、吉野川市権利擁護センターを設置します。

センターでは成年後見制度の利用促進と地域連携を推進し、高齢者や障がい者の権利擁護を普及啓発するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現できるよう支援します。

また、以下の3つの事業を一体的に行うことで切れ目のない支援を目指してまいります。

①中核機関運営事業

令和7年度から吉野川市より受託し、物事の判断をすることに誰かの支援を必要とする人を、確実に支援に結びつけられるように広報・相談・制度利用支援を行います。

②日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に福祉サービス利用料の支払いや情報提供、相談および日常的金銭管理や書類の預かりサービスを行います。

③ 法人後見事業

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、吉野川市社会福祉協議会が成年後見人等(法定代理人)となって財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行います。

15.【吉野川市社会福祉協議会組織図】

